

「佐伯市老人短期入所施設 悠久園」重要事項説明

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分県指定第 4470501240 号)

(2025 年 4 月 1 日改定)

当事業所は、ご利用者様に対して短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定短期入所生活介護サービス」と言います。）の提供を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたい事項等について次の通りご説明いたします。

1. 事業運営主体（法人名）

- ・法人名 社会福祉法人 双 樹 会
- ・法人所在地 大分県佐伯市大字池田 1 6 9 9 番地の 7
- ・電話・FAX 電話：0972-23-3000 F A X：0972-23-0330
- ・代表者氏名 理 事 長 長 門 仁
- ・設立年月日 平成 9 年 7 月 2 3 日

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称 及び種類	佐伯市老人短期入所施設「悠久園」 (単独型短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)
事業所の所在地	〒876-0844 大分県佐伯市向島 1 丁目 3 番 8 号
管理者の氏名	管理者 若狭 秀典
電話・FAX	電話：0972-23-3054 F A X：0972-23-3072
事業所指定番号	第 4 4 7 0 5 0 1 2 4 0 号
通常の事業実施地域	佐 伯 市
事業所の目的	指定短期入所生活介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供を行います。
事業所の基本方針	ご利用者様の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。さらに、心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話の提供を行うことで、ご利用者様が住み慣れた地域でより長く生活ができるよう維持、向上を図ることを基本方針とします。また、短期入所生活介護サービスの提供に際は、地域の関係機関との連携に努めるものとします。

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から日曜日を営業日とします。
営 業 時 間	午前8時00分から午後5時00分

(3) 職員の配置状況

事業所はご利用者様への指定短期入所生活介護サービスの提供に際して、次の職員を基準配置します。

管 理 者	1 名	看 護 職 員	3 名
生活相談員	1 名	介 護 職 員	10 名
嘱託医師	1 名	機能訓練指導員	1 名／看護職員兼務

(4) 設備の概要

定 員	30 名	(その他の設備及び内容)
食堂、談話室、 多目的ホール	114.10 m ²	サービスステーション、診察室 家庭復帰訓練室
浴室、脱衣室	57.69 m ²	洗面、汚物、リネン室
静 養 室	18.61 m ²	送迎車両
居室（個室）	70.68 m ²	居室配置数： 4 室×1 名
居室（2 人部屋）	223.99 m ²	居室配置数： 11 室×2 名
居室（4 人部屋）	38.62 m ²	居室配置数： 1 室×4 名

3 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

食 事	●当施設では栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。 ●ご利用者様が自立摂取できない場合には、食事介助をいたします。 ●食事は基本的には食堂での提供となります。
入 浴	●入浴は居宅サービス計画により利用できます。 ●一人で入浴できない方には、介助により入浴の提供を行います。また、ご利用者様の身体の状態により特殊入浴装置での入浴や清拭による対応もいたします。 ●口腔衛生（歯磨き等）の介助も行います。
排 泄	●排泄の誘導や排泄介助の提供を行います。
機能訓練	●居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画により、ご利用者様の心身状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復並びに減退を防止する目的の機能訓練を実施します。

健康管理	●看護職員により、健康チェックを行います。
そ の 他	●指定短期入所生活介護サービスにかかる送迎を行います。 ●レクレーション、季節の行事等の開催を行います。

(2) サービス利用料金

お支払いただく各サービス利用料（法定代理受領分：1割・2割・3割 負担）は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

※ご利用様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額（10割）を一旦お支払い頂きます。この場合には要介護認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様となります。この場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用の負担額を変更いたします。

(3) その他の費用

その他の費用は、別紙のとおりです。

(4) ご利用料金のお支払方法

ご利用いただきました利用料金は1か月ごとに計算し、請求いたしますので翌月20日までにお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込み、指定口座引き落とし、現金支払いの中から選んで下さい。

○金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関 大分銀行佐伯支店
職員にご相談下さい。書類による手続きが必要となります。

○銀行振込み

下記指定口座へ振り込み下さい。なお、この場合の手数料は利用者様負担となります。

指定銀行：大分銀行 佐伯支店／普通預金

口座番号：5414258

名 義：社会福法人 双樹会

佐伯市老人短期入所施設 悠久園 理事長 長門仁

ご利用の場合には、職員にご相談下さい。

○現金納付

施設窓口で現金でお支払下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。（この場合、領収書は後日となります）

4 解約権

ご利用様は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解約していただくこととなります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用様に対するサービスの提供が不可能

となった場合。

- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ④ 契約が終了した場合。
- ⑤ ご利用者から解約の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合
- ⑦ その他、ご利用者様の身体状況等の変化により事業所でのサービス提供ができなくなった場合等

5 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者様の身体に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる、医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医 師 (協力病院)	氏 名	長門記念病院 院長 後藤陽一郎
	連 絡 先	0 9 7 2 - 2 4 - 3 0 0 0
ご家族 (緊急連絡先)	氏 名 (続柄)	
	連 絡 先	
担当医師 (緊急連絡先)	医療機関名	
	連 絡 先	

6 非常災害対策

- ・ 自然災害時における業務継続計画を策定し災害には実施致します。(BCP)

非常時の対応	従業者により、ご利用者様の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画（消防計画）に準じて計画書の作成を行います。
防災設備	定期的に防災設備の点検を実施します。
防災訓練	防災（避難）訓練の実施を行います。
ご利用者様の協力（お願い）	事業所では設備点検や防災訓練等を実施しますので、可能な限りのご協力をお願いします。また、火気の取り扱い等につきましては、職員の指示を厳守して下さい。

7 サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 当事業所における 受付窓口（担当者） 管理者 ：若狭 秀典
生活相談員：幸野 真人
- ・ 窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

8 感染症対策等について

- ・当施設の利用者及び退所者等より感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）の陽性者が発生した場合、発症日より数日間は、感染状況を踏まえ感染症対策を実施しながらの受け入れとさせていただきます。感染対策を実施いたしますが、**感染症の潜伏期間等により、ご利用中に感染する可能性はあります。**ご利用の可否は、ご本人様、ご家族様の判断に委ねさせていただきます。**当施設は医療施設ではない為、感染症の治療及び経過観察等はできかねますのでご理解下さい。**

基本、ご利用中に感染した場合、ご自宅又は医療機関にて療養をお願いする事となりますので、ご理解下さい。

また、利用延長を希望される場合、居室状況により延長できない場合があります。感染症が施設で蔓延していると判断した場合、感染症の拡大防止の為に一時的に入所を中止する場合がありますのでご理解下さい。

- ・公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所 介護保険担当課	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3111
大分県国民健康保険 団体連合会	大分市大手町2-3-12 電話 097-534-8475
大分県社会福祉協議会	大分市大津町2-1-41 電話 097-558-0300

- ・衛生管理及び感染症対策

当事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、蔓延しないように以下にかかげる措置を講じます。（感染症発生時における業務継続計画策定）

- ・事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・事業者における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
- ・事業者は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為に研修・訓練を定期的の実施致します。

- ・虐待防止・身体拘束廃止について

虐待の発生及び又はその再発を防止・身体拘束廃止するため以下の措置を講じます。

- ・虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する虐待防止対策委員会を設置し、定期的に開催いたします。
- ・虐待防止・身体拘束廃止のための指針を整備致します。
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための研修会を定期的の実施致します。

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 佐伯市大字池田1699番地の7
社会福祉法人 双樹会

説明者 印

本書面にに基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名 (印)

利用者代理人 住 所

氏 名 (印)

佐伯市老人短期入所施設「悠久園」

～ 利用料金表 ～

(令和 7 年 4 月 1 日～)

【介護給付】【予防給付】「単独短期入所生活介護費」「1 割負担」

	個室
	「予防給付」
要支援 1	479 円/1 日
要支援 2	596 円/1 日
	「介護給付」
要介護 1	645 円/1 日
要介護 2	715 円/1 日
要介護 3	787 円/1 日
要介護 4	856 円/1 日
要介護 5	926 円/1 日

	多床室 (2 人～4 人)
	「予防給付」
要支援 1	479 円/1 日
要支援 2	596 円/1 日
	「介護給付」
要介護 1	645 円/1 日
要介護 2	715 円/1 日
要介護 3	787 円/1 日
要介護 4	856 円/1 日
要介護 5	926 円/1 日

※上記金額は介護負担割合 1 割の金額です。2 割・3 割の方は上記料金が変わってきます。

(単位＝円)

「減算基本単位数」

介護給付「連続利用 6 1 日以上利用した場合 (6 1 日目より)」

※①予防給付「連続利用 3 1 日以上利用した場合 (3 1 日目より)」

	個室
	「予防給付」
要支援 1	442 円/1 日 ※①
要支援 2	548 円/1 日 ※①
	「介護給付」
要介護 1	589 円/1 日
要介護 2	659 円/1 日
要介護 3	732 円/1 日
要介護 4	802 円/1 日
要介護 5	871 円/1 日

	多床室（2 人～4 人）
	「予防給付」
要支援 1	442 円/1 日 ※①
要支援 2	548 円/1 日 ※①
	「介護給付」
要介護 1	589 円/1 日
要介護 2	659 円/1 日
要介護 3	732 円/1 日
要介護 4	802 円/1 日
要介護 5	871 円/1 日

※上記金額は介護負担割合 1 割の金額です。2 割・3 割の方は上記料金が変わってきます。
（単位＝円）

「各種加算について」（単位＝円）

緊急短期入所受け入れ加算:90 円/1 日 （要介護）

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行った場合を評価する加算（7 日が限度。やむ得ない事情がある場合は 14 日を限度）

機能訓練体制加算 :12円/1 日 （要支援・要介護） ※算定中

機能訓練指導員を配置されている場合

短期入所送迎加算 :184 円/片道 （要支援・要介護） ※算定中

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎をおこなうことが必要と認められる利用者に対して事業所と居宅の送迎を行った場合

※片道 15 ｾｸﾞﾒｰﾄﾙを超える場合は 1 ｾｸﾞﾒｰﾄﾙの超過につき片道 12 円徴収します。また、

船等の公共機関利用を伴う場合には、その実費を徴収します。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22 円/1 日(要介護・要支援) ※算定中

介護福祉士の割合が 80%以上であること

看護体制加算Ⅰ :4円/1 日 (要介護) ※算定中

常勤に看護師を1名配置すること。

看護体制加算Ⅱ :8 円/1 日 (要介護) ※算定中

常勤の看護職員を配置しており 24 時間看護師と連絡体制が整っている場合

25人までは1名配置。端数をますごとに1名配置

介護職員等処遇改善加Ⅰ(介護予防・要介護) ※算定中

悠久園ご利用のひと月の総単位数×14%＝介護処遇改善加算Ⅰの単位数/
月

長期利用減算 :-30 円/1日 (要介護) 条件に当てはまる場合
減算

連続利用31日目より減算となります。(連続利用31日～60日まで。

61日以降は減算基本単位数となります。)

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 円/月 ※算定予定

① 食費(1 日当たり)

食事代内訳: 朝食(420 円) 昼食:おやつ含(550 円) 夕食(530 円)
昼食・夕食のどちらか食べられる場合には、おやつ代は含まれております。

基準費用額: 1,500 円 / 日

第3-①段階: 1,000 円 / 日

第3-②段階: 1,300 円 / 日

第2 段階 600 円 / 日

第1 段階 300 円 / 日

※介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている食費の負担限度額が1
日にお支払い

頂く実費の上限となります。 連続利用による自費利用日には介護保険負担限度額認定が適応
できない為、
基準段階となります。

② 居住費(1 日当たり)

	個 室	多 床 室
基準費用額	1,231 円/日	915 円/日
第3-①	880 円/日	430 円/日
第3-②	880 円/日	430 円/日
第2 段階	480 円/日	430 円/日
第1 段階	380 円/日	0 円/日

※介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く居住費の上限となります。連続利用による自費利用日には介護保険負担限度額認定が適応できない為、基準段階となります。

- ③ 理美容代 実 費
- ④ 電気器具使用料 50円／1日（テレビ、電気毛布 等）
- ⑤ 利用者が選定する特別な食事の費用については、実費相当額と致します。
- ⑥ その他の費用 嗜好による物等